

臨時会第1号議案

春日市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年5月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的として、給与等の支払を受けている被保険者が休暇を取得しやすい環境を整備するため、当該感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日市国民健康保険条例(昭和34年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第1項の前の見出しを削り、同項を附則第1条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項を削り、附則に次の4条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第2条 被保険者(給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。))の支払を受けている被保険者に限る。以下同じ。))が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。))に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。))は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。ただし、傷病手当金の支給を始める日が規則で定める日後の日である場合は、この限りでない。

2 傷病手当金の額は、1日につき、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。))とする。

(1) 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。))

(2) 健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。))

る。)

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる被保険者の世帯主に対しては、当該被保険者がこれを受けすることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(他の法令による新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給との調整)

第5条 前3条の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の疾病につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けすることができる場合には、行わない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第5条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日以後の日である場合について適用する。